

熊本県公報

第 1 1 9 8 4 号
平成 23 年 2 月 15 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立法に基づくしゅん功認可	(河川課) 1
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	(〃) 3
○保安林の指定に関する予定	(〃) 3
○保安林の指定に関する予定	(〃) 3
○指定居宅サービス事業の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業の指定	(〃) 4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	(〃) 6
○道路の区域変更	(道路保全課) 6
○道路の区域変更	(〃) 7
○道路の区域変更	(〃) 7
○道路の区域変更	(〃) 8
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 9
○換地処分	(農村整備課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 9
登 載 依 頼	
○平成22年度熊本県農業振興促進審議会の開催	(熊本県農業振興促進審議会) 9
○平成22年度八代地域保健医療推進協議会の開催	(八代地域保健医療推進協議会) 10
○熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催	(熊本県主要農作物奨励品種審査会) 10
○自転車の防犯登録を行う指定団体の住所変更	(警察本部生活安全企画課) 11

告 示

熊本県告示第161号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成23年2月4日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 3 埋立区域
(1) 位置
(一工区)
天草市有明町楠甫字米ノ山6200の4、6200の1、6200の5に隣接する無番地(道路)地先公有水面

(二工区)
天草市有明町楠甫字米ノ山 6 2 0 0 の 4、6 2 0 0 の 1、6 2 0 0 の 5 に隣接する
無番地(道路)地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成 2 0 年春分の日における満潮位(DL+3.80メートル(TP+2.13メートル))の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 黒州三等三角点(北緯 3 2 度 3 0 分 0 7 . 7 8 秒、東経 1 3 0 度 2 3 分 0 6 . 3 2 秒)から 8 8 度 4 9 分 5 6 秒 5 3 2 . 0 8 8 メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 9 1 度 0 8 分 1 1 秒 2 . 2 9 4 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 1 8 1 度 0 9 分 0 8 秒 1 9 . 9 8 6 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 1 8 3 度 0 0 分 2 0 秒 2 0 . 0 0 1 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 1 8 4 度 2 4 分 5 3 秒 1 7 . 1 3 7 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 1 8 4 度 0 8 分 3 3 秒 2 . 8 7 0 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 1 8 2 度 3 3 分 0 1 秒 5 . 3 0 0 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 1 8 0 度 3 0 分 5 4 秒 5 . 3 0 0 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 1 7 8 度 2 8 分 4 7 秒 5 . 3 0 0 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 1 7 6 度 2 3 分 2 0 秒 5 . 4 4 9 メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 2 0 2 度 5 7 分 4 3 秒 9 . 9 4 4 メートルの地点

(二工区)

次の⑫の地点から⑯の地点までを順次直線で結んだ線及び⑯の地点と⑫の地点を結ぶ平成 2 0 年春分の日における満潮位(DL+3.80メートル(TP+2.13メートル))の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑫の地点 黒州三等三角点(北緯 3 2 度 3 0 分 0 7 . 7 8 秒、東経 1 3 0 度 2 3 分 0 6 . 3 2 秒)から 8 8 度 4 9 分 3 0 秒 5 2 3 . 7 7 1 メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 1 8 3 度 0 2 分 1 0 秒 1 9 . 3 7 1 メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 1 8 3 度 0 2 分 4 8 秒 2 0 . 0 0 0 メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 1 8 3 度 0 1 分 4 2 秒 1 7 . 1 3 0 メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 1 8 3 度 1 1 分 2 1 秒 1 0 . 3 0 0 メートルの地点

(3) 面積

- (一工区) 1 7 4 . 6 5 平方メートル
- (二工区) 1 2 2 . 3 1 平方メートル
- (合計) 2 9 6 . 9 6 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び指令番号

平成 2 1 年 4 月 2 3 日 熊本県指令河第 1 4 号

6 関係図書の閲覧

天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して 1 0 年間据え置くものとする。

熊本県告示第 1 6 2 号

家畜改良増殖法(昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号)第 4 条第 1 項第 2 号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和 2 5 年農林省令第 9 6 号)第 2 条第 2 項の規定により公表する。
平成 2 3 年 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため

2 検査対象

家畜改良増殖法第 4 条に規定する馬

3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 2 3 年 3 月 8 日(火)	午前 1 0 時から	村山牧場 (菊池郡大津町)

熊本県告示第 1 6 3 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第164号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市深海町字後迫1869番1、1894番、1896番、1898番、1940番、1941番1、1941番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字後迫1894番、1869番1・1896番・1898番・1940番・1941番1・1941番2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第165号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字下半川内2614番1、字上半川内2614番3、2619番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字下半川内2614番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第166号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市天草町下田北字松ノ平116番、116番1、116番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字松ノ平116番・116番1・116番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森	平成23年2月10日

熊本県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森	平成23年2月10日

熊本県告示第169号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
 平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
やちわ調剤薬局 八代市田中町19-9	平成23年2月1日	1740795
そうごう薬局富合店 熊本市富合町新424番4	平成23年2月1日	0147679

熊本県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
 平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション米之家 宇城市小川町北新田475番地4	株式会社八十八 宇城市小川町北新田475番地4	平成23年1月5日

かがやき園ヘルパーステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社 八代市通町8番30号	平成22年12月 15日
(訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社 八代市通町8番30号	平成22年12月 15日
(居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社 八代市通町8番30号	平成22年12月 15日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター米之家 宇城市小川町北新田475番地 4	株式会社八十八 宇城市小川町北新田475番地 4	平成23年1月5 日
(認知症対応型通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームやすらぎの里にしき 球磨郡錦町西鳥越141番地	株式会社いわしや窪田 熊本市九品寺一丁目16番6- 201号	平成23年1月2 4日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
かがやき園ヘルパーステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社 八代市通町8番30号	平成22年12月 15日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社 八代市通町8番30号	平成22年12月 15日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社 八代市通町8番30号	平成22年12月 15日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター米之家 宇城市小川町北新田475番地 4	株式会社八十八 宇城市小川町北新田475番地 4	平成23年1月5 日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームやすらぎの里にしき 球磨郡錦町西鳥越141番地	株式会社いわしや窪田 熊本市九品寺一丁目16番6- 201号	平成23年1月2 4日

熊本県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（短期入所療養介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（介護療養型医療施設）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
野川整形外科医院 荒尾市野原126番地	野川 勉 荒尾市野原126番地	平成23年1月1 7日

熊本県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般国道	501号	熊本市河内町白浜字林 64番1地先から 同市河内町船津字聖ヶ塔 A797番地先まで	前	38.6 ～ 48.6	55.0	活力基 盤改築 (仮設 道路撤 去)	
			後	36.7 ～ 46.6			
		熊本市河内町船津字小川内 A890番2地先から 同所 A976番1地先まで	前	9.7 ～ 36.8	282.6		活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
			後	15.3 ～ 78.9	252.0		

2 区域を変更する期日 平成23年2月15日

熊本県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字牧ノ平 4004番4地先から 同所 4016番3地先まで	前	5.0 ～ 16.0	63.8	単防災 (通) (改築 に伴う 拡幅)
			後	8.0 ～ 18.5		

2 区域を変更する期日 平成23年2月15日

熊本県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	熊本市植木町滴水字新村 2269番地先から 同市植木町滴水字松原 153番3地先まで	前	7.5 ～ 17.0	636.0	活力基 盤改築 (バイ パスの 一部区 間)
			後	7.5 ～ 17.0		
		熊本市植木町鑑田字野入 996番地先から 同市植木町投刀塚字迫谷		21.7 ～ 32.8	334.8	

		317番1地先まで				
2	区域を変更する期日	平成23年2月15日				

熊本県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字本霊仙 5280番1地先から 同所 5266番1地先まで	前	4.3 ～ 6.7	33.5	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	6.5 ～ 8.4		

2 区域を変更する期日 平成23年2月15日

公 告

熊本県公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字野田原4425番1及び同4426番1
1,320.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市高平三丁目13番35号
有限会社 不動産のマツムラ

熊本県公告第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2403番7
246.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市御領5丁目8番83号
古屋 篤志、古屋 愛

熊本県公告第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北島2012番1の一部
444.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市楠七丁目15番75号ソルフォンテ1 203号
藤川 町二

熊本県公告第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字久保田1417番7及び1418番3
499.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市上代八丁目2番4号
牧野 康一

熊本県公告第77号

県営錦第二地区（柳田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷1451番・1452番合併、同1418番3、同1419番3、同1450番3、同1450番4、同1453番2の一部、里道及び水路
1,518.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡御船町滝川1387-7
株式会社マスダ不動産開発

熊本県公告第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年2月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字上津留596番
433.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字辻の城399番地1
前中 博文

登載依頼**熊本県農業振興促進審議会公告第1号**

熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成23年2月15日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時
平成23年2月22日（火）
午前10時30分から12時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 会長及び副会長の選任について
(2) 農業振興地域の区域の変更について
(3) 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について
(4) その他

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部農業振興局農地・農業振興課農振班）
（電話096-333-2365 ダイヤルイン）

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

平成22年度八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年2月15日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成23年3月1日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場所
八代市西片町1660番地
熊本県八代地域振興局 5階 大会議室（八代総合庁舎5階）
- 3 議題
(1) 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
(2) 第5次八代地域保健医療推進計画の本年度の取り組みと主な成果について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局
（八代保健所総務企画課）
（電話0965-33-3197）

熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第1号

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年2月15日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時
平成23年3月11日（金）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 県庁本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 認定品種に採用したい品種について
ア 水稻「熊育GR05」
イ 大豆「すずかれん」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部農産課農産流通班）
（電話096-333-2388）

熊本県公安委員会告示第3号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定により住所の変更届出があったので、同規則第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容
社団法人熊本県防犯協会連合会	住所	熊本市渡鹿4丁目2番1号	熊本市水前寺六丁目18番1号